

【令和4年度版】

岡山市コミュニティ活動推進備品助成事業について

【概要】 地域住民の交流を促進し、コミュニティの維持発展を図るため、地域行事等に必要なた備品の修繕又は購入に対して、費用の一部を助成します。

【対象団体】 岡山市町内会名簿に掲載されている単位町内会又は学区・地区連合町内会

【対象備品及び補助金額】

補助対象備品区分	補助率	補助限度額	下限金額（事業費総額）
① 神輿	2分の1	500,000円	100,000円以上
② 山車	2分の1	500,000円	100,000円以上
③ 獅子舞用具	2分の1	500,000円	100,000円以上
④ 太鼓	2分の1	500,000円	100,000円以上
⑤ 物置	2分の1	100,000円	50,000円以上
⑥ 屋外掲示板	2分の1	100,000円	50,000円以上
⑦ テント	2分の1	100,000円	50,000円以上

※町内会の所有で維持管理しているものに限ります。

※物置は、建築基準法に適合したものに限ります。

【交付の制限】 1年度に1回（1区分のみ）の申請に限ります。

補助金交付の翌年度から、区分①②③④は10年間、区分⑤⑥⑦は5年間、同一区分の補助金の交付を受けることができません。

他の補助制度の対象になっているものは、補助対象外となります。

【申請の受付】 1回目募集期間 令和4年6月13日（月）から6月24日（金）まで

2回目募集期間 令和4年7月11日（月）から7月22日（金）まで

※1回目の募集で予算を超えれば、2回目の募集は行いません。2回目の募集で予算が残っている場合は、1月末までは随時募集（先着順）します。募集の終了は、ホームページに掲載します。

※令和5年3月31日までに補助事業が完了するものに限ります。

※補助金の交付を受ける場合は、補助事業実施前に補助金交付申請書等を提出し、交付決定後に、事業を実施してください。

【問い合わせ先】

北区役所総務・地域振興課	電話	086-803-1656
中区役所総務・地域振興課	電話	086-901-1602
東区役所総務・地域振興課	電話	086-944-5038
南区役所総務・地域振興課	電話	086-902-3502
市民協働企画総務課	電話	086-803-1063



※交付申請書等の送付が必要な場合はご連絡ください。

※交付申請書等の掲載 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016197.html>